

平成 21 年度下半期における入札契約制度への取組について

平成 21 年 10 月 9 日
財 政 局
経済労働局

1 . 基本的な考え方

入札契約制度の改革につきましては、現下の厳しい社会経済環境のもとに、本市でも昨年 10 月から緊急経済対策本部を設置し、入札契約制度についても検証を行ない、予定価格の事後公表の試行実施や指定都市初となる入札情報発信システムの導入などに取り組んでまいりました。

さらに、今後も市内中小企業を取り巻く環境の変化に適切に対応するよう、引き続き入札契約制度を検討することが必要であると考えており、下半期につきましても次の基本的な考え方により実施してまいります。

- ・公共工事入札契約のあり方については、公正性及び経済的合理性を確保しつつ、市内中小企業への優先発注に努める。
- ・良質な工事の品質を確保し下請業者への不当なしわ寄せ等を防止するために、ダンピング受注の発生防止に努める。
- ・市内中小業者の経済力、技術力の向上に向け、市としても必要な措置を講ずる。

なお、入札契約制度の見直しにあたっては、他都市の制度等を参考に、外部有識者による入札監視委員会の意見を聴取しながら、本年度末までに中間報告を策定いたします。

2 . 当面の取組

- (1) 工物品質向上のため、工事の内容により、入札における配置技術者の資格を、より専門性の高い資格とする等の手法を取り入れる。
- (2) 市内中小建設業者の人材育成に向けた技術者の資格取得を支援する(経済労働局)
- (3) 市内関係団体との意見交換の機会を必要に応じて適切な時期に設ける。

3 . 中間報告に向けての主な検討項目

- (1) 総合評価入札制度の平成 22 年度本格実施に向けた課題の整理
 - ・約 2 年半に渡り実施した試行は、9 月までの公告案件で原則として終了し、試行結果の分析などを行い 22 年度本格実施に向けて制度を整備する。
- (2) 予定価格の公表時期のあり方の検討
 - ・年度当初より 2 分の 1 ずつ実施してきた予定価格事前公表と事後公表の入札結果を分析し引き続き公表時期を検討する。
- (3) 最低制限価格、低入札調査基準価格及び失格基準のあり方の検討
 - ・適切な基準設定及び失格基準について調査検討を実施し、あり方を検討する。

担当: 財政局管財部契約課

044 - 200-2096

経済労働局産業振興部工業振興課

044-200-2325